

1 協議事項について

【中村委員長】 本日の協議事項について、事務局から説明を求める。

【議事担当係長】 本日の委員会では、以前に配付した協議事項一覧表の番号52から57までの6件を、本日の日程（1）から（6）として、協議いただく。（1）から（4）と（6）は明るいまらい大和から、（5）は日本共産党からの提案である。

（1）附属機関（審議会、組合等）の議会選出委員の報酬見直し（議員報酬を別に得ているため）による報酬一元化

【中村委員長】 本件は明るいまらい大和からの提案である。本件は以前に代表者会で協議されたことがある。事務局から説明を求める。

【議事担当係長】 附属機関のうち、基地対策協議会の記念品について辞退してはどうかという提案があり、平成25年9月25日の代表者会で協議が行われた。出席した各代表からの主な意見は、「この提案については、個人的に腑に落ちないし、理屈が理解できない」、「議員の隠れた第二の報酬と思われるのかもしれないが、私たちはそういう理解をしていない」、「個人的に辞退することについては、寄付の問題が発生するのを憂慮する」などの意見があった。これらを受け、当時の提案会派の代表者からは、「いろいろとご意見やアドバイスをいただいたので、この件は一旦取り下げさせていただき、必要があれば再提案したい」とのことであった。

【中村委員長】 各会派に、順に意見を伺う。

【山崎委員】 私は社会福祉審議会の委員である。少ししか出席できない場合も報酬等をいただくのはどうなのかなと思う。基本的になくてよい。

【石田委員】 附属機関の委員となれば、付随して動くことがふえると思う。そこに報酬等をという考え方自体は理解できる。しかし、どれだけ労力を割くかは議員各自の采配次第であり、不明瞭な部分があるため、考えていく必要があるものと捉えている。

【高久委員】 会派内でまとまった意見が出たわけではない。附属機関ごとに報酬額等が異なる。例えば議員がそれを辞退した場合、条例等の定めがあり、附属機関の決定が必要になる問題であると思う。議員のみが辞退したいと申し出ても、附属機関の他の委員との関係もある。提案会派の明るいまらい大和は、附属機関での報酬の削減を提案する一方で、議員報酬の引き上げも提案しており、その関連はどうなのかなど、さまざまな意見があった。

【鳥淵委員】 附属機関の報酬について、議会がどうこう言うものではない。また、議員だけが報酬をもらわないということは、難しいのではないかな。

【青木委員】 報酬等を変更するには、附属機関の条例や内規を変更しなければならない場合がある。また、受け取らず、附属機関に戻す場合には寄付

行為になってしまうということもあるため、現状維持という意見である。

【赤嶺委員】 高久委員が、明るいみらい大和の提案について、議員報酬の引き上げとの関連はどうかと言われたが、提案は引き上げではなく再考であり、引き上げ、引き下げの判断はその協議によって異なることを述べておく。議員は議員報酬を得ており、議員は議会から選出された附属機関の委員である。議員報酬を得ていて、さらに附属機関の委員報酬等を得ることに違和感がある。市民からも、基地対策協議会の記念品は異常、という意見を多々もらっている。これが今後問題にならないかというところがある。明るいみらい大和としては、今後も条例改正を含め、本件の改善を図りたい。

【中村委員長】 山崎委員からは報酬をいただくことに違和感があるとの意見があった。他の会派は、いただく、いただかないという意見がはっきりある会派、ない会派があるが、基本的に各附属機関からの報酬には一定の理解を示すという意見が多かったと思う。これらを受けて、提案会派である明るいみらい大和の意見は変わらないか。

【赤嶺委員】 変わらない。

【石田委員】 虹の会も、考え直す必要があるという意見である。市民からもかなり声が上がっているようであり、議員報酬を得ているのに、附属機関から改めて報酬等を得ることについては、どういった方向性を持つのかをここで議論し、結論を出す必要がある。

【中村委員長】 先週、自民党・新政クラブの議員のうち数人が、静岡市で行われた、全国市議会議長会の研究フォーラムに参加した。その中で、附属機関や議員報酬についての話があった。議員報酬はそもそも給料ではない。基本的には労働報酬という考え方であるようだ。そのため、議員として行う仕事の対価として得ているのが議員報酬であり、国会議員の場合のように、議員の身分に支払われる歳費とは異なり、地方議員に支払われるのは報酬である。附属機関の委員は議員から選出していても、議員としての仕事をしているわけではなく、附属機関の委員としての仕事をしているのである。議員の仕事の対価としての報酬とはそもそも性格が異なるものであり、二重取りということではない。附属機関によって報酬の有無、金額も異なる。それは、各附属機関が委員として仕事をするのにこれだけの報酬等を支払うということを決めているものであり、議員だから受け取ってはいけないという話ではない。議員が受け取らない場合、他の団体に所属している方々も、議員が受け取らないのだからと、受け取れることをちゅうちょせざるを得ないような状況になるのも問題ではないか。また、今後、議会から附属機関の委員を選出することを選択制とするような法改正があるという話もある。法律で議会から委員を出すよう定められているもの以外は選択制になる。その際に、議会から附属機関の委員を選出するかどうかの議論が必要となるため、その議論とあわせて報酬等の件も考えるべきではないかというのが会派の意見である。

【中村委員長】 本件については、全会一致に至らなかったのが現状のお

りでよいか。

全 員 了 承

(2) 議員研修の充実化（職員向け各種研修への参加）

【中村委員長】 本件について何かあるか。

【鳥淵委員】 議員としての研修は大いにすべきだが、職員向け研修はあくまで職員のための研修であり、議員は議員としての研修を行っていくべきではないか。

【高久委員】 法制や介護、障害福祉などは制度が割と頻繁に改正される。そういったものについて、議員がしっかり学ぶことは大切であり、それは全員協議会など議会の側で計画すべき事項ではないか。提案にも研修の充実とあり、その趣旨からも全員協議会などで施策等に対する研さんを積むべきではないか。それでも職員研修に参加したいということなら、その議員が行政側に許可を求め、許可が得られなければ参加できないということではよいか。全員協議会などでの議員研修をもっと進めていけばよいのではないか。

【青木委員】 自民党・新政クラブも高久委員と同じような意見である。議員研修の充実化はもっともな意見であるが、職員研修への参加というのはいかがなものか。法改正に伴い変わるような事項については、職員研修とは別の時間に、全員協議会等で担当部署から説明を受けるべきではないか。コミュニケーションが取れるという意味では職員と一緒に研修を受けることもよいのかもしれないが、職員研修への参加というのはいかがなものか。研修の充実の必要性については共感する。

【山崎委員】 さまざまなことを知るのは議員の義務であると思う。ただし、一般市民とは立場が違うとはいえ、職員研修に議員が入ってもよいのかという問題がある。いろいろなことを知りたいというので、さまざまな場面に顔を出すのは有意義ではあると思うが、問題があることも理解できる。

【中村委員長】 議員研修の充実化に反対の委員はいないと思うが、職員向け研修への参加の部分がひっかかっているようである。明るいまらい大和としては、この部分を切り離して考えることはできないのか。

【赤嶺委員】 切り離す、切り離さないという問題ではない。庁内でも職員が毎年同様の時期に行っている研修がある。職員向け研修は職員向けであり、基本的に議員は参加できないが、例えばビジネスマナー研修など、その内容は議員が興味を持つものが多い。相手のあるものではあるが、参加可能であれば、研修の方法の一つとして活用できるのではないか。また、議員研修として行うことは、理解はできるが、費用対効果を考えると、職員向け研修への参加という選択肢もあったほうが、より研修メニューもふえるのではないか。過去、明るいまらい・やまとの控室が研修室の隣にあった際、よく職員研修をしているのを目にし、参加したいと思った。

【中村委員長】 議員が自己研さんに努めることは、議会基本条例にも記載があり、異論のないことであると思う。職員向け研修に議員も参加できるようにすべきかに論点を絞って各会派に意見を伺う。

【高久委員】 行政側の立場もあると思う。参加したいのであれば、その都度許可を得て参加するというスタンスであるべきで、立場の違いがあるのだから、議会側から議員も参加できるようにしてほしいというのは違うと思う。

【石田委員】 名称は職員研修だが、一定の予算をかけて研修を行っており、行政側がどう捉えるかということはあるが、研修への参加を要望することで議会側が不利益をこうむることはない。議会側からそれを止める必要はない。

【中村委員長】 虹の会は明るいみらい大和の提案に基本的には賛成ということではどうか。

【石田委員】 そのとおりである。

【山崎委員】 議員の仕事は自由な時間が利くということ、セミナーなどに参加するのに政務活動費が使えるということもある。全国的に行っているさまざまな研修等の中で、行政側と一緒に受講しているものもあり、機会は多くある。市内でも市民が誰でも参加できるものもあり、本提案が現状、必要性が高いかというところでもないと思うが、職員向けの研修の中で議員が受けてもよいものもあると思うので、道を開くのはよいと思う。

【鳥渕委員】 参加できるのであれば受けてもよいと思うが、基本的に行政と議会は役割が違う。必要だと思うセミナー等は議員自ら選択し、それを受けべきではないか。誰でも受けてよいという性質のものであれば積極的に参加してよいと思うが、相手もあり、希望しても参加できないものがある。

【青木委員】 議員に対しては政務活動費があり、必要に応じて研修受講できる。職員研修に議員が参加するのはそれぞれの立場があり、参加したいのであれば、その都度行政側に伺うということがよいと思う。許可が得られるのであれば参加し、得られないのであれば行政側に法改正等に関する勉強会をしたい旨を伝えることが一つの方法であると思う。

【山田副委員長】 基本的には参加しない。職員は自治体の職員に求められるものは何かという観点で、目的をもって研修を行っている。一般向け研修は市民向けにさまざま行われている。職員研修は、大和市職員はこうあってほしい、こうあるべきだ、この部分が弱いため強化が必要だ、自治体職員としてこれからの時代にこの点を学ぶべきだといったものを選択して組まれている。そこに議員が、この研修はよさそうだから参加させてほしいというのは違う。職員研修には費用をかけており、講師も職員に向けた内容の講演をする。タイトルのみでは、ビジネスマナー研修など、さまざまな方が聞いてもよいようなものもあるかもしれないが、講師が大和市の職員としてどうあるべきかという視点をもって行わない研修になってしまうのは職員のための研修にならなくなってしまふ。基本的には職員向け各種研修に議員が参加させてほしいというのはおかしいと思う。一般的に公開できそうな内容のものについて聞かせてほしいということまで否定をするつもりはないが、基本的

な考え方としてはふさわしくないとと思う。

【小田委員】 山田副委員長の意見に賛同する。議員と職員は役割が異なり、基本的に職員向けの研修は職員が受けるものであり、議員向け研修は議員が受けるもので、別の形での充実を図るべきである。職員向け研修を聞きたいのであれば、その議員がその都度個別に問い合わせればよく、議会に対しても研修を基本的に開くというのは、役割が違うため必要ない。職員向けと議員向け研修に違いがあるのか、事務局に職員向け研修の内容を伺う。

【議事担当係長】 職員研修基本計画の中に大和市職員育成基本方針を定めている。地方分権時代における行政経営を自らの手で遂行していくために、自身の能力を自らコーディネートする自立的精神を持った職員を育成することを目的としている。体系で分類されており、まず、一般研修と特別研修に大別される。一般研修は3つに分かれており、基本研修、公務意識研修、政策形成能力育成研修である。特別研修も3つに分かれている。専門研修、派遣研修、職場内研修である。それぞれ多様な研修が用意されているが、代表的なものは、市民対応、クレーム対応や、接遇、公務員倫理セミナー、契約、会計、人事の実務、自治大学校や全国市町村職員中央研修所への派遣研修等がある。職員としての能力アップのために行われると定められている。

【小田委員】 会派控室にある議員向け研修の案内とは内容が異なると感じる。職員向けのほうが細かく、公務員の倫理や契約の方法など、実務的なことになる。議員も実務に精通したほうがよいと思うが、役割が違う。参加したい議員を否定するわけではないが、議員が制度として参加できるようにすることの必要性を感じない。

【事務局次長】 研修は接遇等一般的な内容に受けとれるようなテーマであっても、講師は市の職員向けにアレンジする。委員から役割が違うという意見があったが、内容も一般的テーマであっても市の職員を対象としてアレンジしている。また、受講する職員としても、監視機能、質問権を持つ議員と一緒に研修を受ける場合、自由闊達な意見交換等の形になりにくくなることを懸念する。

【高久委員】 議会に対して、職員がどのような研修をしているかの報告はもっとされていてよいと思う。

【事務局次長】 予算決算資料や施策の成果の説明書など、もっと細かいレベルでということか。

【高久委員】 そうではない。制度改正に伴うものなど、時に応じて研修が行われているのであれば、それらについて情報提供があってもよいと思う。

【事務局次長】 一般市民の参加を募る場合、ホームページ等で情報提供することもあると思うが、参加の環境が閉ざされているのであれば、そういった情報発信をすることを研修担当では考えていないと思う。この分野でどのような研修を行っているのかということは、本市では、調査権に基づくものではないが、任意の議員調査依頼もあるので、そうしたもので補ってほしい。

【石田委員】 議員と職員の役割の違いをもって、職員研修には参加しないほうがよいという委員の反対理由だと思うが、私は違う。議会は監視機能を持っているので、職員が何をしようとしてどういったことを学んでいるかなど、研修にも費用がかかっていることから、紙面上のみでなく、実際のものを見ることができる環境を確保しておくのは重要だと思う。

【山田副委員長】 石田委員の意見は論点が異なる。チェックをするということであれば、調査依頼や一般質問で行えばよい。現在の議論は、職員向けの研修に議員が参加したいかということである。そこは、職員向けのものであるため、議員が行って勉強するものではないと思う。

【石田委員】 事務局の説明で監視機能について話されたため、意見を述べた。

【中村委員長】 本件について、前半の議員研修の充実化については、必要だと考えていると思う。議員向け研修の案内はたくさん来ている。まずはそれらを活用してそれぞれが必要とする議員としての能力を高めていけばよいと思う。本件は全会一致に至らなかったのが現状のとおりでどうか。

全 員 了 承

(3) 委員会審査報告書に委員賛否を掲載（誰が反対し、賛成したか明確にする）

【中村委員長】 誰が反対し、賛成したか明確にするとは誰に対して明確にしたいということかを提案会派に説明願う。

【赤嶺委員】 委員会に参加していない人である。

【中村委員長】 市民に対してか。

【赤嶺委員】 市民に対してもそうである。

【中村委員長】 市民以外にも想定しているのか。

【赤嶺委員】 委員会出席者は賛否を見ているからわかるが、出席していない方は結果しかわからない。

【中村委員長】 それは議員も含めてか。

【赤嶺委員】 そのとおりである。

【中村委員長】 議員であれば同じ会派から議員が出ていたり、委員外議員として出席も可能であり、知ることができる。そのため、本件は市民に対してだと捉えていたが、そうではないのか。

【赤嶺委員】 資料が公開されているのであれば、その分野も含めてよいと思う。基本的な考え方は、議会が行う賛否に関する情報はすべて公開していくべきだと考えている。誰に向けてという質問に対しては、例えば委員会審査報告書が、議員向けに賛否を公開するものだが、それを議会ホームページ等で公開しているようなら市民も見ることができ、市民に向けてという意味も含む。

【中村委員長】 委員会審査報告書は議長に対して報告するものである。

【赤嶺委員】 賛否の情報がわかれば委員会審査報告書でなくても構わない。

【中村委員長】 議論にあたって、誰に対して明確にするか不明確であったため、整理したい。提案は委員会に参加していない人全てに対してということか。

【赤嶺委員】 市民も含まれる。

【中村委員長】 主に市民ということか。

【赤嶺委員】 市民に公開されていれば議員も見ることができる。

【山田副委員長】 会議録は公開されている。

【中村委員長】 議員は会派から委員が出ていれば、その委員に確認でき、会派から委員が出ていなくても興味があれば委員会に委員外議員として出席できる。市民は必ずしもそうではないため、公開するというのであればわかりやすい。

【赤嶺委員】 市議会だよりに掲載されている賛否一覧のようなものがあればわかりやすい。

【中村委員長】 誰に対しての部分を確認したい。

【赤嶺委員】 原則は市民である。

【中村委員長】 提案会派からは、主に市民に対してということである。本件についてなにかあるか。

【鳥淵委員】 委員会審査報告書が議長に提出され、本会議で委員会審査についての委員長報告もあり、最終的に全議員が賛否を表明する。委員会で賛成し、本会議で反対する等は基本的にはないと捉えている。本会議で議員一人一人の賛否がわかるので、あえて委員会での賛否を掲載する必要はないのではないか。

【中村委員長】 鳥淵委員の意見は、委員会でも審査は行うが、最終的には本会議で各議員が賛否を表明し、市議会だよりの8面にも掲載されるため、必要性を感じないという意見である。

【石田委員】 鳥淵委員の意見は理解する。しかし、委員会と本会議の賛否が異なる場合もあるし、さまざまなシチュエーションがあると思う。委員会での賛否をまずは可視化をしてもらえばよい。

【山崎委員】 一般的なものは市議会だよりに掲載されており、問題ないが、とどめとなった陳情などの賛否を市民が知りたいかどうかだと思ふ。提案は、委員会での賛否を市議会だよりに掲載するということか。

【赤嶺委員】 市議会だよりでなくても構わない。賛否を紙でもらえば、誰かに聞いたりしなくてもわかる。

【山崎委員】 それは、委員会と本会議で賛否が異なる場合、市議会だよりに掲載されている。

【鳥淵委員】 紙で欲しいというのは、誰がどのタイミングで欲しいのか。

【赤嶺委員】 委員会審査報告書に賛否の詳細を載せればわかる。賛成反対がそれぞれ何人かという、否決のバランス、可決のバランスがあるはずである。それを見て確認できることは、情報の質が高いのではないか。

【鳥淵委員】 それは必要であれば、委員外で出席したり、出席している委員に確認することではだめなのか。

【赤嶺委員】 紙ベースであれば、時間が経過してもすぐにわかる。そもそも委員会審査報告書に記載があれば、それを確認すればよい。

【中村委員長】 委員会の賛否の採り方について事務局に説明願う。

【事務局次長】 本会議と異なり、挙手制である。委員長が賛成多数、賛成少数などと結果を述べる。委員長が認定しているのは、過半数を得たか否かであり、会議規則上、誰が賛成反対という記録は残せないことになっている。本会議は起立採決であり、議長が結果を宣告しているが、この場合も、会議規則上は誰が賛成したか、反対したかの記録を作らないことになる。議長は多数を認定しているだけで、誰が賛成した、反対したという認定はしていない。本会議については、議会基本条例第8条で、「議案に対する議員の審議結果は、公開するものとする」、つまり本会議における審議結果は、公開するものとするとして規定したため、議案に対する賛否の確認表を机上配付し、市議会だよりの作成をもって議会基本条例の条項の実現を図っているということである。唯一の公式記録である本会議録には、誰が賛成した、反対したという記録はない。これは各市議会とも同じで、多数を認定しているだけが公式記録であることを認識してほしい。ただし、そのことを理由に本会議録の記録の公開をしないということが難しくなってきたため、本市では事実行為として情報提供を行っている。他市議会には、市民から問われても賛否の内訳等は答えない議会もある。各市議会とも、審議結果の公表と、多数を認定するという挙手・起立採決の矛盾に苦しんでいる。本市議会では、審議の結果として、本会議での賛否を市議会だよりで公開している。

【石田委員】 時代と逆行する話であり、会議規則から考え直す必要があるのではないか。市民が問い合わせても、会議規則で答える必要がないということであれば、いち早く会議規則を変えたほうがよいのではないか。

【事務局次長】 本市議会では、市民から問い合わせがあれば、委員会の結果であっても答えている。事務局では事実確認として記録をとっており、議員から市民の問い合わせに答えることを是として認めていただいているため、市民の要望に答えている。

【石田委員】 会議規則の構成が答える必要がないとされていることに問題がある。

【中村委員長】 現状、市議会だよりの8面に、以前は会派ごとの賛否であったものを各議員の賛否にして掲載している。だいたい委員は委員会での賛否と同じ判断をしている。さらに、各委員の最終的な意思決定は本会議である。それでも委員会の賛否を掲載したいという理由は何か。

【赤嶺委員】 過去に委員会で可決され、本会議で否決された例もある。どの議員が賛成、反対をして結果が決まったのかをしっかりと確認できる資料を持つべきだと思う。

【鳥淵委員】 必要があれば出席したり、事務局に確認すればよいのではない

いか。

【赤嶺委員】 作業は単純で、議員名と丸、バツを書くだけである。それで賛否状況がわかる。

【鳥淵委員】 事務局からの説明のとおり、そういう決まりになっていない。

【赤嶺委員】 だが、本会議の賛否は市議会だよりに掲載している。

【鳥淵委員】 議会基本条例に基づいて本市議会ではそのような対応をしており、現状のとおりでよいのではないか。

【赤嶺委員】 委員会の賛否も非常に重要な情報であるため、それを確認できるようにしてほしいという改革案である。

【中村委員長】 委員会での判断も重要であり、それも載せるべきだという意見と、本会議での最終的な議員の意思は市議会だよりに掲載されており、現状のままでよいという意見がある。市議会だよりへの掲載の経緯について説明する。私は当時、議会報編集委員会の委員をしていたが、8面への各議員の賛否は公式な記録としては掲載できないが、市議会だよりはあくまでもお便りであるという位置づけで、公式な記録ではないという前提で載せることとした。もし市議会だよりに委員会賛否も掲載するのであれば、例えば7面に今の8面とほぼ同じような内容の記事を掲載しなければならない。現状紙面は8面までしかなく、これまで何度も議論されてきているとおり、紙面をふやしたり、体裁を大きく変更したりすることは難しいという結論が既に出ている。現在でも、7面には一般質問の記事が食い込んでいような状況である。新たに委員会賛否を掲載するためには、一般質問の文章を短くしたり、1面、2面の議案の報告を短くしたりと、記事の構成を大きく変更しなければならない。そういった変更をしてでも掲載したいのか。

【赤嶺委員】 市議会だよりの構成については、広報委員会の判断があると思う。私は媒体が何であっても、委員会での賛否がわかればよい。委員会審査報告書でも、市議会だよりでもよい。市議会だよりであれば構成をどうするという協議になると思うが、委員会審査報告書であれば、委員会ごとに1行ふやすだけである。全体として五、六行ふやせば、賛否は掲載できる。そんなに労力もかからない。

【青木委員】 まず、提案は委員会審査報告書への掲載となっている。論点が市議会だよりにまで及んでいる。賛否の掲載については、議会基本条例等で規定されたルールに従うべきであると思う。必要があれば条例改正等を行うことになるが、現状で協議をするのであれば、あくまでも議会基本条例等で規定されたルールにのっとって行うべきである。各委員の賛否は、委員会の委員に聞くことができ、委員会に委員がいない会派も、委員外議員として出席することが可能である。そういった方法で情報共有すればよいと思う。

【赤嶺委員】 どういうものであれ、議員の賛否は広く公開する必要があると思っている。本件については、これからも要望したい。

【中村委員長】 本件については、全会一致に至らなかったのが現状のとおりとする。

全 員 了 承

(4) 議員による本会議、委員会の録音自由化

(5) ICレコーダーの議場持ち込み

【中村委員長】 (4)、(5)は関連事項となるので一括して協議したい。本件について意見等はあるか。

【赤嶺委員】 本件はこれまでも協議が行われているため、経緯を確認したい。

【議事担当係長】 直近では、平成26年11月19日の議会運営委員会で傍聴人の録音許可と関連して、議員の本会議場での録音について事務局から説明を行っている。「議会を傍聴される方と議会を構成する主体である議員の間では、審議や審査に集中する義務が課せられているという点で大きな違いがある。議員については本会議においては審議集中義務が課せられており、録音した音声が必要であれば事務局に請求していただければ、現在では音声ファイルデータの複写を渡している。」と説明し、事務局の説明のとおりで全員了承となっている。

【中村委員長】 全会派が了承しており、明るいみらい・やまともその協議に出席しているはずである。そのときに了承したが、今回改めて提案した理由は何か。

【赤嶺委員】 会派構成が変わり、再検討した結果、提案することにした。

【石田委員】 本会議は事務局に音声データをもらうことができるが、自分で行いたいのか。

【赤嶺委員】 そうである。

【中村委員長】 委員会も事務局に音声データをもらうことができる。以前はカセットテープだったので時間がかかったが、現在はその日のうちにUSB等でデータをもらうことができる。それでも自分で録音したい理由があるのか。

【赤嶺委員】 個人が録音すれば事務局に手間をかけさせることがない。

【中村委員長】 理由はその1点のみか。

【赤嶺委員】 そのとおりである。

【小田委員】 私の考えは、できる限りオープンであることが基本原則だが、傍聴者と議員は立場が違い、出席している議員が委員会や本会議で録音をするのは違うと思う。傍聴者の録音は積極的だと思うが、議員は基本的に議会で物申す、チェックする、政策提案する立場であり、それを録音してどうこうするというのは立場が違う。それは市民や報道関係者などが行えばよいのではないか。

【赤嶺委員】 録音というのは手書きのメモと同じ感覚である。必要な時に必要な情報を録音して後日確認するという内容である。最初から最後まで録音したデータが欲しいのではなく、必要なだけ録音して使用する場合、自分で

録音したほうが早く、わかりやすく、管理しやすいため、利便性が高まる。

【鳥淵委員】 管理しやすさが怖い。自由に編集されたり、正しくない情報が外に出てしまったりという可能性もある。事務局が録音したデータを共有するのであれば、編集されても確認できる。そのように使用されるおそれがあると言っているわけではないが、そういったことが可能になるということである。

【山崎委員】 私も必要ないと思う。事務局が録音したデータがあればよい。議場で議員が機械を動かしているというのはいかがなものか。傍聴者が見ており、インターネットでも公開している。実際に録音するものを扱い、録音できない場合がよくあることで、そこに意識が向いてしまうのはいかなものかと思う。

【赤嶺委員】 録音する機械はＩＣレコーダーを想定している。ボタンを押せば動き、止まるものである。５センチ掛ける３センチ程度のものを机上に置き、ボタンを一度押すだけである。止めるときもそうである。その程度の作業しか想定していない。その作業により、意識がほかに向けられるということはないと思う。

【小田委員】 現状、事務局からデータをもらえれば不都合はなく、議論の必要性を感じない。事務局のデータの保存年限に決まりがあればそれを確認したい。

【事務局次長】 原則的な考え方は、本会議録、委員会会議録を作成すれば、それが唯一の原本、会議録になる。したがって原本を作成すれば本来は録音は消すことになるが、現状では一定の期間音声データを保存している。

【議事担当係長】 電子データとして保管できる形での録音を開始したのが、平成２４年の途中からで、現状は、それ以後のデータは便宜上、ＰＣに保存している。今後ＰＣの容量の都合等で古いデータは削除していくことになると考えている。

【高久委員】 事務局の手を煩わせずに録音できればと思い、提案したが、既に委員会でも、本会議でも事務局が録音し、すぐにデータをもらえるのであれば、持ち込む必要はないと考える。

【赤嶺委員】 個人が録音することの是非にこだわる必要もないのではないか。

【小田委員】 現在の段階で、携帯電話やＩＣ機器の持ち込みは禁止されており、ＩＣレコーダーもそれに付随するものである。また、無音設定をしなければ音が出てしまい機器の使用に不慣れな議員であれば、音を出してしまうかもしれない。議会の静粛性、厳粛性からよくないと思う。

【中村委員長】 これは委員としての発言である。私は基本的に反対である。内容を知りたいだけであれば、事務局からデータをもらえばよく、作業もすぐに終わるので、事務局の手を煩わせるほどではないとのことである。利便性や使い勝手も大切だが、セキュリティも大切である。今後、いろいろな人が議員になる可能性があり、議場にＩＣレコーダーを持ち込み、閉会後に

話をしている内容を録音されて、インターネットで流されてしまうということが絶対に起こり得ないとは言えない。ルールに基づき、事務局が会議の内容を録音したものであれば、セキュリティも担保され、その日のうちにデータがもらえれば、議員の利便性が大きく損なわれるわけではない。録音は一定のルールの下に、管理して、行うべきである。

(石田委員 退室)

【青木委員】 そもそも審議の集中の義務があるので、その点を再度考えたほうがよい。事務局でも録音しているので、それを適宜もらえばよい。

【中村委員長】 発言も尽きたようなので、本件について、全会一致に至らなかったのが現状のとおりとすることを確認したいが、石田委員が退室して戻ってこない。ただし、石田委員が不在ではあるが、これまでの協議内容が全会一致ではないので、皆さんがよろしければ、本件は現状のとおりとすることでもまとめてよいか。

全 員 了 承

(赤嶺委員 退室)

【中村委員長】 次の協議に移りたいが、2名退室してしまったので、両委員が部屋に戻ってくるまでこの場で暫時休憩する。

(暫時休憩)

(石田委員、赤嶺委員 入室)

(再開)

(6) 議会のツイッター導入（会期日程などの議会情報のお知らせなどに利用）

【中村委員長】 本件について意見等はあるか。

【鳥淵委員】 協議に入る前に、先ほどの件について、意見を述べさせていただきたい。出席している各委員におかれては、お手洗い等は済ませてから本委員会に出席していただきたい。また、この発言を会議録に残してほしい。我々は重要な会議をしている。

(6) について、環境建設常任委員会で長崎市を視察した。フェイスブックページがあるということで、誰が管理しているかと聞いたら、事務局とのことであった。議員定数40名、職員も二十五、六名もいるということで、各会派に担当の職員がいるということである。それだけ多くの職員がいるため、

フェイスブックページも管理できているということであった。

【中村委員長】 近隣市のツイッター実施状況を事務局に確認したい。

【議事担当係長】 近隣8市に調査したが、実施している市はない。

【山田副委員長】 ツイッターの管理などは大変なのか。市議会だよりだけでなく、議会のことを広報しようと広報委員会ができたが、ツイッターは誰が管理するのか。ツイッターは発信力があり、そこにとっても無理があるのでなければ、考え方としては賛成するが、どこが管理して、どの程度大変なものなのか。

【中村委員長】 ツイッターは広報委員会の所管に含まれるのか。

【議事担当係長】 議会報編集委員会が平成28年8月1日から広報委員会になり、所掌事務を1つふやした。ふやしたのは市議会ホームページに関することである。ツイッターがホームページなのかというと厳密には異なると思う。また、所掌事務をふやしてから2カ月程度経過したが、広報委員会では市議会ホームページに関する新たな取り組みは、まだ始まっていない状況である。

【山崎委員】 ツイッターにどのようなことを掲載すると想定した提案か。

【赤嶺委員】 議会情報である。

【山崎委員】 基本的に市議会ホームページと同じものを掲載するのか。

【赤嶺委員】 ホームページに掲載するよりも、文字を打てばすぐに発信でき、便利である。

【山崎委員】 ホームページはすぐに発信できないのか。

【赤嶺委員】 ホームページで発信するよりも簡単にできる。メールを打つと同じ感覚で、写真の添付も同じような作業でできる。ホームページはツイッターより時間がかかる。

【山崎委員】 実施するなら事務局が行うと思う。そうすると、二度手間ではないか。

【赤嶺委員】 単純な情報発信でなく、多くいるツイッター利用者に発信できる。単純にホームページに掲載していると、見に行かなければ見られないが、ツイッターは登録しておけば、更新した情報を自分で確認できる。また、ホームページにツイッターで発信したことを載せることも可能である。併用してよい部分を生かした情報発信ができると思う。

【山崎委員】 ツイッターを導入した場合、フォロワーからいろいろな意見が来る点が非常に異なると思う。例えば、中傷のようなものが来て炎上するようなことも想定して議論すべきだと思う。

【中村委員長】 ツイッターやフェイスブックなどのSNSは双方向である。向こうから来たコメントを無視すると感じが悪い。コメントに何らかの回答をしないとそれらを利用する意味がないと思う。自分のツイッターやフェイスブックは自分の意見であり、それに対する批判も自分で受けるということを書いていく。本市議会にはさまざまな考え方の議員がいる中で、誰が議会を代表したコメントを発信し、誰が管理するのか。こういった立場で、どの程

度のことをコメントするのか。本市など、行政が行う場合、市として考え方が一致していると思うが、本市議会はさまざまな意見がある。

【赤嶺委員】 双方向の情報のやり取りは考えていない。公式情報の発信である。何日から議会が始まりますなどの発信を考えている。向こうから来るものについては事前にどう対応するか定め、その内容を掲載しておくなど、事前に策を講じることができると思う。どこが管理するかは今後の協議になると思うが、広報委員会がそれを担うのがよいと思っている。

【中村委員長】 広報委員会がツイッターを管理するなら、どういったことをしておかなければならないのか。

【議事担当係長】 実施したと仮定してだが、市のシステムを使うため、公的機関のツイッターである以上、問い合わせやクレーム対応に従事する情報提供に対する発信責任者と、システム管理者が必要になる。この発信責任者、システム管理者になる議員はほぼ毎日登庁しなければならないと思う。また、運用ルールの作成を一から行わなければならない。

【小田委員】 毎日登庁というのではないと思うが、広報委員会が所管したとしても、議員が発信するのは好ましくないと思う。行うなら事務局が行い、何かあった場合の責任を取るのは議員となると思う。赤嶺委員に聞くが、ほかのSNSでなく、ツイッターに限定した理由はあるか。

【赤嶺委員】 限定したつもりはなく、わかりやすいものとしてツイッターとした。SNSにさまざまな種類があるが、ふさわしいものであれば種類は問わない。

【小田委員】 ツイッターを議会で導入しているところはあるが、フォロワーが少ないのが現状で、炎上する心配は少ないかもしれないが、見る人も少ない。その実施のための職員の労苦があるにもかかわらず見る人が少ないのであれば、費用対効果が少ないと思う。SNSでの情報発信について、よいと思い調べたことがあるが、フォロワーが少なく、企画倒れだと感じた。

【石田委員】 議会は一般の市民からの関心が薄れており、危機的な状況と捉えなければならないと思う。見ないからよいというのではなく、議会のスタンスとしては、しっかり発信することが大切である。ホームページは発信でなく、インターネット上の家のようなもので、ツイッターなどのSNSは情報を発信したり、受けたりするもので、それがあつかいするか否かで大きく情報環境が変わると思うので、行うべきと思う。その中で議会として活躍すれば、フォロワーもふえてくると思う。議員もそうなるように、議会としての役割を担っていけばよいと思う。SNSを議会として行うのは素晴らしいと思う。

【高久委員】 現実的に、職員の使っているシステムに入らなければならないので、誰が行うかという問題がある。議会の活性化や情報発信は現状市議会ホームページで行っている部分と、議員が個々人で発信していくことが基本的なスタンスである。

【青木委員】 高久委員の意見に共感する部分がある。事務局では、職員増員の要望を出しているが、その要望もなかなかかなわず、仕事量が目いっぱい

いというところだと思う。その中でさらに仕事をふやすのはいかなものかと強く思う。広報委員会が担当になるのであれば、委員である議員がそれなりに待機するべきだと思う。そうなるのかなり負担が大きい。ただし、本件はいま、これをやっているからもうよいというのではなく、新しい取り組みを入れていこうという柔軟な考えに対してはよいと思うが、現実を見た場合どうなのかということである。

【石田委員】 全て否定している委員が多いというよりは、運用を考えると難しいということであると思う。例えばフェイスブックページを立ち上げ、議会が何日から始まるなど、最低限の情報だけに限る形ではじめて、そこでフォロワーをふやしていくのであれば、運用面でも負担がかからないし、第一歩になる。SNSの機能を全て使おうとすると管理する側も大変だが、まずつくって最低限の運用から始めることを否定している委員はいないと思うが、どうか。

【青木委員】 誰が管理、運営するかも考えてから始めなければならない。

【中村委員長】 実施するには、事務局の説明のとおり、管理規定や、誰が管理者をするかなど、細かいルールを決めなければならない。そうしなければ、何かあった場合に混乱してしまう。公的機関が実施する以上、ある程度事前に万全を期して行う必要がある。

【山崎委員】 情報発信については、見る手間が少しはあるかもしれないが、現状の市議会ホームページで目的が果たされていると思う。ツイッターやフェイスブックで、市民の声が拾える状況はよいと思うが、広報委員会として出すとすると、それぞれの議員の意見が異なる中で、まとめて返答するのはほぼ不可能であると思う。議会としてこう答えるというのは全員で協議しなければならない状況が発生すると思う。1つの意見を個々に承るのが議員活動で、一人一人の議員がツイッターやフェイスブックをやるというのは、既に実施している議員がいると思う。議会として答えるというような使い方をするにはそぐわないと思う。

【山田副委員長】 現実的には、運用についてなど、きっちりやっていかなければならないと思う。現状、すぐに何かするというのは無理だと思うが、発信をするという考え方は賛成である。議会のことを市民に知ってもらう、わかってもらう、そういった発信をするのは大切だと思うが、意見の交換はできないと思う。それは議員個人としてやっていかなければならない。本件は、議会として、意見が出るような内容でなく、情報の発信と理解している。現状では、実施したほうがよいとは言えない。しかし、ホームページは見に行かなければいけないが、ツイッターなどは発信するもので、若い方の中には、ホームページは見ないがツイッターはやっているという方もいる。考え方としては、失わないで、今後必要に応じて探っていくのもありだと思う。今はできる状況ではないと思う。

【中村委員長】 考え方には共感をしている方が多く、今後も検討しなければならないと思うが、本件については、全会一致に至らなかったのが現状の

とおりとしたい。

【石田委員】 もちろん、全会一致になるとは思っていない。情報発信を進めていくということで、現状は、細かい運用を考えていきなりははじめられないということで、判断されたと思う。情報の発信を進める方向で、細かい運用を考えていくことで合意するのか、それすらも合意しないで現状のとおりとするのか。

【中村委員長】 そのように合意すると、他の協議事項も含めて、ほぼ全てそうになってしまう。一つ一つ挙げられたものを現状でどうするかを決定している。これまで提案されているもの全てにおいて、完全に否定したというものはほとんどない。例えば、一部分だけ合意したなどの運用とするとほとんどの協議事項が、途中までは合意したという結論になってしまう。

【石田委員】 第10回で協議した『【本会議】質疑・討論の「持ち時間制」を導入』については、「討論は良識の範囲で行う。時間は議会運営委員会で協議していただきたい」と、時間を決めずに合意した。

【中村委員長】 その件も合意をしたと思っていたが、後から、そこまでは合意をしていないなどといった話が出た。本件についても、内容的に理解していても、現在はこれ以上進めることが難しいという状況であれば、現状維持とするしかないと思う。

【山田副委員長】 現在の協議の内容で、本委員会での結論は、現状維持である。本件をよいと思う方が、議員として調査を重ね、また発信をすればよいと思う。いまの協議内容では実施はできない。こうであれば実施できるということが、何も浮かばない中では、現状維持しかないと思う。やりたいと思う議員が、全国の先進市を調べるなど、自分で調査研究し、このような方法であればできるというものを、必要に応じ再度提出すればよい。

【中村委員長】 本件については、全会一致に至らなかったのが現状のとおりとしたいがどうか。

全 員 了 承

2 その他

【中村委員長】 皆さんからなければ、事務局から何かあるか。

(総務担当係長、同担当 入室)

【議事担当係長】 次回、第14回の本委員会の日程については、11月15日(火)午後2時からである。協議事項は、自民党・新政クラブ提案の番号58、「議会の無線LAN環境整備」と、明るいまらい大和提案の番号59、「議会無線LAN環境整備」と、番号60、「議会事務局による無料通話アプリ運用」と、公明党提案の番号61「土・日曜日、議会の開催について(年に1回程度:3月)」と自民党・新政クラブ提案の番号62、「夜間・休日議会の開催(予算・

決算委員会における代表質問など)」の以上、5項目と、前回の協議の続きとして、番号49、「政務活動費使途基準の緩和」について、また、番号50、「議員報酬と政務活動費の再考」のうち、政務活動費に関わる部分として、委員より提案のあった「より厳しくするべきものがあれば、それも一緒に出していただくこと」である。

【中村委員長】 提案の説明をする。まず、自民党・新政クラブの番号58の、「議会の無線LAN環境整備」は、いわゆるワイファイの整備である。控室などにワイファイの整備をするとよいのではないかということである。番号62「夜間・休日議会の開催（予算・決算委員会における代表質問など）」は、括弧内、予算・決算委員会における代表質問などについては、第6回の協議で現状維持となったため含めずに、「夜間・休日議会の開催」について提案したい。明るいまらい大和から説明を願う。

【赤嶺委員】 番号59の「議会無線LAN環境整備」は中村委員長の説明と同じで、議会内でインターネットにアクセスできる環境を整備するということである。番号60の「議会事務局による無料通話アプリ運用」は、ラインのようなものを事務局で運用してほしいということである。普通の電話では通話料がかかる。これがあれば、時間を気にすることなく、事務局とやり取りができる。事務局が携帯電話を1台契約し、電話番号を持てば無料で通話できる。

【中村委員長】 公明党に説明を願う。

【鳥淵委員】 番号61「土・日曜日、議会の開催について（年に1回程度：3月）」は、表に記載のとおりである。開かれた議会ということで、土・日曜日に議会を開催するとよいのではないかということである。

【中村委員長】 提案会派からの説明は以上である。事務局に説明願う。

【事務局次長】 議会無線LAN環境整備について、自民党・新政クラブに誤った回答をしてしまったことがある。インターネットの情報を各議員のパソコン等に、LANケーブルを使う代わりに無線で飛ばすことは、ネットワーク接続の届けをいただき、2会派で実施済みである。ここでの提案はそういった意味か、公衆無線LANとして、市民も使用できる環境整備を進めるということか。

【赤嶺委員】 会派内でのネットワークとは異なる。議会で使用する会議室、議長室等でもワイファイで接続できるようにするというので、5階にいれば、議会のネットワークでインターネットにアクセスできるようにするというものである。これは議会としてのネットワークであり、議会だけが利用できるネットワークがあってもよいと思う。公衆無線LANは、庁舎内全てが入ると思うので、利用者がネットワークを選択して、用途に合った形で選択をすればよいと思う。

【中村委員長】 各会派で意見をまとめていただき、次回、出席願いたい。続いて、前回から継続となっていた番号49、「政務活動費使途基準の緩和」と番号50、「議員報酬と政務活動費の再考」のうち、政務活動費に関わる

部分について、提案がある会派から説明をしていただきたい。なお前回、「政務活動費として支出したいが現在はできないものがあれば、それを具体的に、なおかつ他市の状況も調べた上で提案してほしい」旨が意見として出ているので、それを踏まえてご説明いただきたい。番号 50 に該当する政務活動費を「より厳しくするべきもの」については、具体的に現在と比較してどう変わるのか説明をお願いします。まずは前回、提案があるとしていた明るいみらい大和と虹の会から順に説明をお願いします。

【赤嶺委員】 まず、燃料費と通信費は、神奈川県議会では、案分規定を設けており、同様に本市議会でも運用できないかということである。次に、IT機器の購入費用だが、現在は3万円以上が備品扱い、それ未満は備品扱いにならず、各会派の判断でIT機器の購入をしている実績があると思う。明るいみらい大和では、全て、2万9999円以下のパソコンを政務活動費で購入し、運用しているが、その値段では、スペック的にかなり低いもの、もしくは中古の運用となるので、IT機器の購入の金額を引き上げて、政務活動での利用を認めてほしい。次に、クレジットカードの使用を認めてほしい。クレジットカードの使用は多くの議会で認められているようで、神奈川県議会では、個人名義のクレジットカードの使用を認めている。次に、視察時の調査旅費について、現在の大和市職員の旅費に関する条例の準用から緩和できないか。これは、他市との比較ではなく、他の移動手段と比較して、費用が安くなったり、時間的に余裕が出たりするなど、さまざまなメリットが考えられると思う。

【石田委員】 まず、燃料費は、神奈川県議会でも、案分で行っているもので、本市でも同じように運用してほしい。次に、通信費について、電話代が広報公聴会や市政報告会を開くなどで、市民の方に連絡をする場合、電話に限らず費用が掛かる。用途をしっかりと示せば案分にしていけることがよいのではないと思う。次に、書籍購入費用について、書籍を購入するのに、市政に関係するか否かが議論になる。例えばTPPなども、地方行政への影響、海外での動きなどを勉強するために書籍を買うなど、簡単に割り切れるものではない。明らかにおかしいものをおかしいと言ってもらえるのはよいが、微妙な場合に、議員の個性、特徴が出るので、そこを弾力的に見てほしい。これは他市との比較はない。次に、資料作成、配布についてである。定例会が終わった後など、レポート作成をする機会がある。このレポート作成に、委員会や本会議など議会で発言したことしか載せられない。しかし、例えば一般質問であれば、時間制限もあり、伝える言葉をかなり抑える。市民にしっかりと伝えるには、なぜそういった質問をしたのかを、一般質問では発言の必要はないかもしれないが、違う言葉や背景を選ぶなど、伝える手法はさまざまある。今の運用では、議会で発言したことを少し変えたり、まとめたりすることしかできないので、弾力的に運用できるように変えるべきではないか。座間市議会では、かなり広範に、国政レベルで起こったことをつなげて、市政としてどうだと話したり、直接議会で発言していないことを記載してい

でもしっかりと受けている。本市としても実質的に資料作成をしていくときに行ってほしい。次に、名刺は、各議員が実費で作成しているが、さまざまな場面で名刺を使用する。そういったものは公費として使用できるようにすべきではないか。次に、ホームページの作成である。議会運営委員会で視察した米沢市では、議会としてホームページを作っており、その中に、議員ごとのページがあり、掲載事項は統一してあるようで、まとまっていて見やすかった。議会は議員それぞれでバラバラで、その集合体が議会である。議員ごとに情報がまとまっているということであり、そういうホームページを作成するのは議会として有意義であると思う。

【事務局次長】 視察先の議会ホームページに議員個々の情報が掲載されていたと思うが、それを政務活動費でということか。

【山田副委員長】 それは内容が違う。

【石田委員】 視察先のホームページは議会としてのものであった。本提案は議員のホームページの開設に政務活動費を当てたいということである。

【山崎委員】 ホームページを作成するのに費用がいると思うが、それに政務活動費を使えるようにするということか。

【石田委員】 そうである。

【山田副委員長】 これは個人のホームページを作るときに政務活動費を使えるようにするということか。

【石田委員】 そうである。最後に、クレジットカードでの支払いについてである。ポイントや特典が付くということで許可されていないが、クレジットカードでの支払いであると便利なものがたくさんある。例えば、ポイントが問題なのであれば政務活動費の部分を全額でなくすなどすればよい。ポイントがあるから断じてしまうのではなく、ポイントごとの支払額の計算であると面倒で、負担にもなるが、例えば、クレジットカードで支払った場合は95%にするなど決めてしまえばよい。そうすれば、政務活動費がもっとつかいやすくなる。

【山田副委員長】 会派に持ち帰って話し合うため、書類があればいただきたい。

【石田委員】 配布用に作成したい。

【中村委員長】 他の会派からあるか。

【赤嶺委員】 会派で松江に視察に行く機会が7月12日にあり、職員の決まりを準用しているため、飛行機に乗ることができず鉄道使用とされ、鶴間駅5時50分出発で、松江駅到着が12時41分であった。費用は約4千円鉄道のほうが安価だが、飛行機なら1時間半で着く。

【青木委員】 政務活動費について声があるが、基準を緩和をするのはいかがかと思う。本市議会は現在、他市議会より厳しいチェックをされていると思う。できれば現状を維持したい。自民党・新政クラブとしては特に提案はない。

【中村委員長】 公明党はどうか。

【鳥淵委員】 特にない。

【中村委員長】 神奈川ネットワーク運動はどうか。

【山崎委員】 会派で広報紙を出しているが、おおよそは議会報告である。今は市政報告と党として出しているものは別々につくっているが、一つで案分できるとよいという話はある。

【中村委員長】 日本共産党はどうか。

【高久委員】 山崎委員とほぼ同じだが、現在は議会報告を出す場合は、事務局に見てもらい、党としての活動と明確に区別されている。政治と議会活動を区別するのは、線引きが難しく、石田委員の発言のとおり、名刺も含め、緩和を考える必要はあると思うが、青木委員の発言のとおり、現状、政務活動費について市民、国民からの厳しい目があるので、それも踏まえて検討する必要がある。

【中村委員長】 次回は明るいまらい大和と虹の会からの提案について協議をするが、多岐にわたるため、山田副委員長からもあったとおり、提案内容を記載したものを各会派に渡していただければ各会派で協議しやすいが、可能か。

【赤嶺委員】 私は神奈川県議会の政務活動費の指針を参考にした。これに電話、ガソリン費の案分規定の内容や、クレジットカードの支出のルールが記載されているので、これを参考にしてもらえばわかりやすい。神奈川県議会のホームページで公開されている。

【中村委員長】 そういうことではなく、明るいまらい大和から提案する項目についてである。

【赤嶺委員】 後ほど提出する。

【事務局次長】 事務局にもいただきたい。

【議事担当係長】 事務局にご提出いただき、委員長に確認して各会派に配付したい。

【中村委員長】 そのようにさせていただく。

【山田副委員長】 もともと、緩和すべきものはないという話の中、そうではなく、各会派を納得させるものを提出して協議するということであつたので、提案者は各会派を説得しなければならない。資料として、各会派を説得できるものをその部分だけ印刷し、線を引くなどして、用意してほしい。

【赤嶺委員】 提案内容と、それに付随する資料をセットで、事務局に提出する。

【鳥淵委員】 本来は本日あればよかった。

【赤嶺委員】 口頭で説明する準備は十分にしているが、委員分の資料までは用意していない。

【中村委員長】 今週視察に行く常任委員会もある。11月4日を締め切りにしてはどうか。

【赤嶺委員】 10月28日まででどうか。

【中村委員長】 10月28日までに可能であればそれでよい。

【赤嶺委員】 本日提出する。

【石田委員】 可能である。

【中村委員長】 では、10月28日までとする。政務活動費については、青木委員、高久委員からも意見があったが、非常にデリケートな問題である。そもそも公費を使っている。次回はその点も踏まえて協議を願う。ほかになければ以上で終了する。

午後4時04分 閉会